

浜松市公告第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更に係る申請を適当とする旨の決定をしたので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき公告し、次のとおり土地改良事業計画書（維持管理計画書）の写しを縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に浜松市長に異議の申出をすることができる。

令和8年6月1日

浜松市長 中野 祐介

土地改良区名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
浜松土地改良区 維持管理事業 浜松市	浜松市産業部農地整備課 浜松市ホームページ	令和8年6月1日から 令和8年6月25日まで

※浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/kouji20260109.html>)

浜松市産業部農地整備課における縦覧にあつては、閉庁日及び執務時間外を除く。

担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市産業部農地整備課（浜松市役所本庁舎6階）

電話 053-457-2315

メールアドレス nouseibi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

維持管理計画書

浜松土地改良区

目 次

第1章 地域及び地積	1	第3-2章 天竜川下流(右岸)地区 維持管理計画	19
第1節 地域	1	第1節 目的	19
第2節 地積	1	第2節 用水施設関係	19
第2章 地域の現況	2	第3節 排水施設関係	24
第1節 地形	2	第4節 農業用道路その他農地の保全又は 利用上必要な施設関係	25
第2節 気象	3	第5節 他の事業との関係	26
第3節 水利状況	5	第4章 環境との調和への配慮	28
第4節 耕地面積	7	第5章 事業費	29
第5節 地域環境の概況	8	第6章 効用	30
第3-1章 三方原用水地区 維持管理計画	9	第7章 図面	31
第1節 目的	9	別紙1, 2 施設一覧 (三方原用水)	38
第2節 用水施設関係	9	別紙3, 4 施設一覧 (天竜川下流 (右岸))	42
第3節 排水施設関係	15		
第4節 農業用道路その他農地の保全又は 利用上必要な施設関係	16		
第5節 他の事業との関係	17		

第1章 地域及び地積

第1節 地域

本地区は、静岡県浜松市の南部に位置し、東西は天竜川右岸から浜名湖東岸に至るまで、南北は天竜川が山岳部より平野部に移行する地点から遠州灘に至る地域である。関係地積は次の通りである。

第2節 地積

浜松土地改良区の関係地積は下表のとおりである。

地区	事業	地積 (ha)			備考
		田	畑	その他	
天竜川下流 (右岸)地区	二期受益	1,764.7	328.0	83.8	2,176.5
	排水受益	196.2	799.7	17.2	1,013.1
	合計	1,960.9	1,127.7	101.0	3,189.6
三方原 地区	二期受益	639.9	2,441.0	46.0	3,126.9
	排水受益	253.7	765.6	57.0	1,076.3
	合計	893.6	3,206.6	103.0	4,203.2

第2章 地域の現況

第1節 地形

本地区は、東西約20km、南北約22.5kmで、浜名平野及び三方原台地とその周辺の溪谷部を包含する区域である。天竜川下流右岸に広がる浜名平野は、天竜川によって形成された扇状地で、概ね北より南に低く、上流部は1000～2000分の1、中流部は1,000～2,000分の1、下流部は2,000～3,000分の1前後の勾配で、標高は上流部最高45m、下流部低地0.7m、土質は上流部の高地の一部が洪積層であるが、ほとんどが沖積層である。

また、浜名平野と浜名湖との間に広がる三方原台地は、天竜川の扇状地が隆起して形成された台地で、概ね東北より南西にのび、北部は150分の1、南部は300分の1前後の勾配で、標高は、上流部最高110m、下流部低地で約25m～30m、土壌は洪積層と沖積層で、台地の表面は強酸性土壌となっている。

第2節 気象

1. 一般気象

観測所名	浜松特別地域気象観測所	かんがい期	非かんがい期	備考
観測期間	明治16年～令和4年 (141年間)	4月～10月	11月～3月	
平均気温 (°C)		21.0	8.2	15.6
降水量	平均 (mm)	1,457	453	1,910
	基準年 (mm)	949	435	1,384
降水日数	平均 (日)	74	33	107
	基準年 (日)	57	28	85
根雪期間				
—				
無霜期間				
3月14日～12月8日 268日間				
最多風向		WNNW	最大風速 (風向)	29.1 m/s (S S W)
昭和36年～令和4年 最多風向発生時期 11月～4月 最大風速発生年月 平成30年9月30日				

2. 特殊気象

観測所名	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			備考
	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	
浜松特別地域 気象観測所																
観測期間 明治16年～ 令和4年																
最大日雨量 (mm)	344	M43.8.9	1/308	308	M44.8.4	1/132	301	S16.7.12	1/109	281	R4.9.23	1/70	274	S13.8.2	1/59	
最大連続雨量 (mm)	676	M43.8.6 ～ M43.8.10	1/641	618	M38.6.10 ～ M38.6.28	1/351	464	S13.6.27 ～ S13.7.4	1/48	444	M18.6.26 ～ M18.7.1	1/37	434	S25.6.9 ～ S25.6.14	1/33	
最大連続干天日数 (日)	71	S14.11.23 ～ S15.2.1 S48.11.11 ～ S49.1.20	1/269	62	H17.11.13 ～ H18.1.13	1/85	57	S50.12.10 ～ S51.2.4	1/44	55	M26.6.23 ～ M26.8.16 M26.12.1 ～ M27.1.24 S3.12.25 ～ S4.2.17	1/35	54	S17.11.18 ～ S18.1.10	1/30	

第3節 水利状況

1. 用水状況

本地域は、船明ダムを水源とする天竜川下流（右岸）地区と、秋葉ダムを水源とする三方原用水地区の2つの水系に大別される。天竜川下流（右岸）地区では、県営浜名用排水幹線改良事業（S12～S41）により造成された浜名用水取水口を始めとして、天竜川や中小河川から取水し、各地区で圃場整備事業が促進され用水整備が行われてきたが、天竜川上流部にダム群が建設されたことや砂利採取、護岸改修等により、天竜川の河床低下や地下水低下による湧水の減少で中小河川の水量減が生じ、安定した用水確保が困難となった。これに対処する事業として、昭和42年度から国営天竜川下流農業水利事業（S42～S59）が、引き続き昭和44年度から国営附帯県営かんがい排水事業天竜川下流地区（S44～H8）が着工されたことに伴い、昭和57年7月から船明ダムより安定した用水供給がなされ、支派線用水路も用排水分離等の整備が進められている。

三方原用水地区では、三方原台地は天竜川及び都田川から孤立し、外部からの流入水が無く、地下水に水源を求め揚水機で揚水していたが、地下水も降雨に左右される状態であった。

また、台地周辺の低地水田では、水源を台地に発する小河川に求めていたが、常に水不足を来たし不安定な農業経営が余儀なくされていた。

昭和20年に農地開発営団による緊急開拓事業が、昭和23年からは農林省直轄事業の国営三方原開拓建設事業により大きく開拓が進められ、水源を浜名用水に求め、揚水機での台地への導水が一部開始された。

その後、昭和29年に「天竜東三河特定地域総合開発計画」が閣議決定されたことにより、三方原台地の農地に農業用水を確保するため、昭和35年秋葉ダムを水源とする国営三方原農業水利事業（S35～S45）が着工、引き続き国営附帯県営三方原地区かんがい排水事業（S39～H2）が着工され幹線水路が造成された。

また、昭和44年度からは、県営圃場整備事業（S44～S62）により畑地かんがい施設、水田パイプライン等の農業基盤の整備が計られると共に、地元土地改良区の末端施設整備も進み、現在では末端まで安定した農業用水が供給されている。

2. 排水状況

この地域の排水系統は、東北部から東南部を流域として天竜川に注ぐ安間川を始めとする河川群、北から南にかけて中央部を流域とし遠州灘に注ぐ馬込川を始めとする河川群、北部から三方原台地より西方を流域とし浜名湖に注ぐ河川群、北方の都田川に注ぐ河川群の4つの水系に大別される。

主要河川及び幹線排水路は、国営、県営事業等により大部分が改修され、支派線排水路も団体営事業、圃場整備事業等により大半が整備され、全般的に良好である。

しかし、一部排水路に農業用水堰が点在すること、並びに都市化に伴う地域の開発は、流出率の増大を来たし、一部に排水不良の地区が見受けられるが、大半の排水路は行政に移管され、河川改修や排水路改修、都市下水道等の整備が進められ解消されつつある。

第4節 耕地面積

1. 市町別、田畑別、一戸当たり平均耕作面積

市名	農業経営体数 (経営体)	一戸当たり平均耕作面積 (ha)				計
		田	畑	樹園地	草地	
浜松市	5,304	0.3	0.4	0.6	0.0	1.3

(2020 農林業センサス)

第5節 地域環境の概況

本地区は、静岡県の西部に位置し、一級河川天竜川水系天竜川の沖積低地や丘陵地に広がる農業地帯であり、農地、屋敷林及び斜面林により農村景観が形成されている。

本地区の農業水利施設及びその周辺では、トノサマガエル、ミナミメダカ等の多くの生物の生息、生育が確認されている。

第3-1章 三方原用水地区 維持管理計画

第1節 目的

三方原用水地区は、国営三方原農業水利事業、国営造成施設整備事業、国営三方原用水二期地区事業により造成された施設の内、関東農政局と管理委託協定書を締結した施設工作物及び国営附帯国営三方原地区かんがい排水事業、国営排水施設整備事業、国営畑地帯総合土地改良事業篠原地区、県単独農業農村整備事業、旧雄踏町単独事業により造成され、当土地改良区に管理委託若しくは譲与された施設工作物、また、当土地改良区で施行した団体営事業等により造成された支派線用排水路である施設工作物の維持管理に属する一切の事業を行い、農業経営の合理化、近代化を図るものである。

第2節 用水施設関係

1. 用水施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法

(1) 維持管理施設の種類別の規模及び構造

施設一覧のとおり。【別紙1参照】

(2) 維持管理方法

- (ア) 国営造成施設は、関東農政局との管理委託協定書及び管理方法書に基づき維持管理を行う。
- (イ) 県営施設については、浜松土地改良区定款により管理する。
- (ウ) 施設の管理方法については、施設に職員を配置し常時巡視を行い、施設及び工作物の保全・取水・通水・配水・排水等について適正な処置に務め、災害及びその他により施設に不測の被害を生じた時は、直ちに修理・復旧し維持管理に万全を期す。

(3) 配水の時期及び方法

(ア) 取入口における取入時期及び幹線水路の分水施設ごとの配水時期

- i 水田かんがい期間は、4月26日から10月5日までとし、詳細については理事会が定め、必要に応じ関係機関と調整を図る。
- ii 畑地かんがい期間は、通年とし、詳細については、理事会が定め、必要に応じ関係機関と調整を図る。

(イ) 幹線水路の分水施設ごとの用水の配分方法

基幹的幹線水路については、土地改良区にて公平な用水配分に努め、関係する水利組合等と調整を図る。

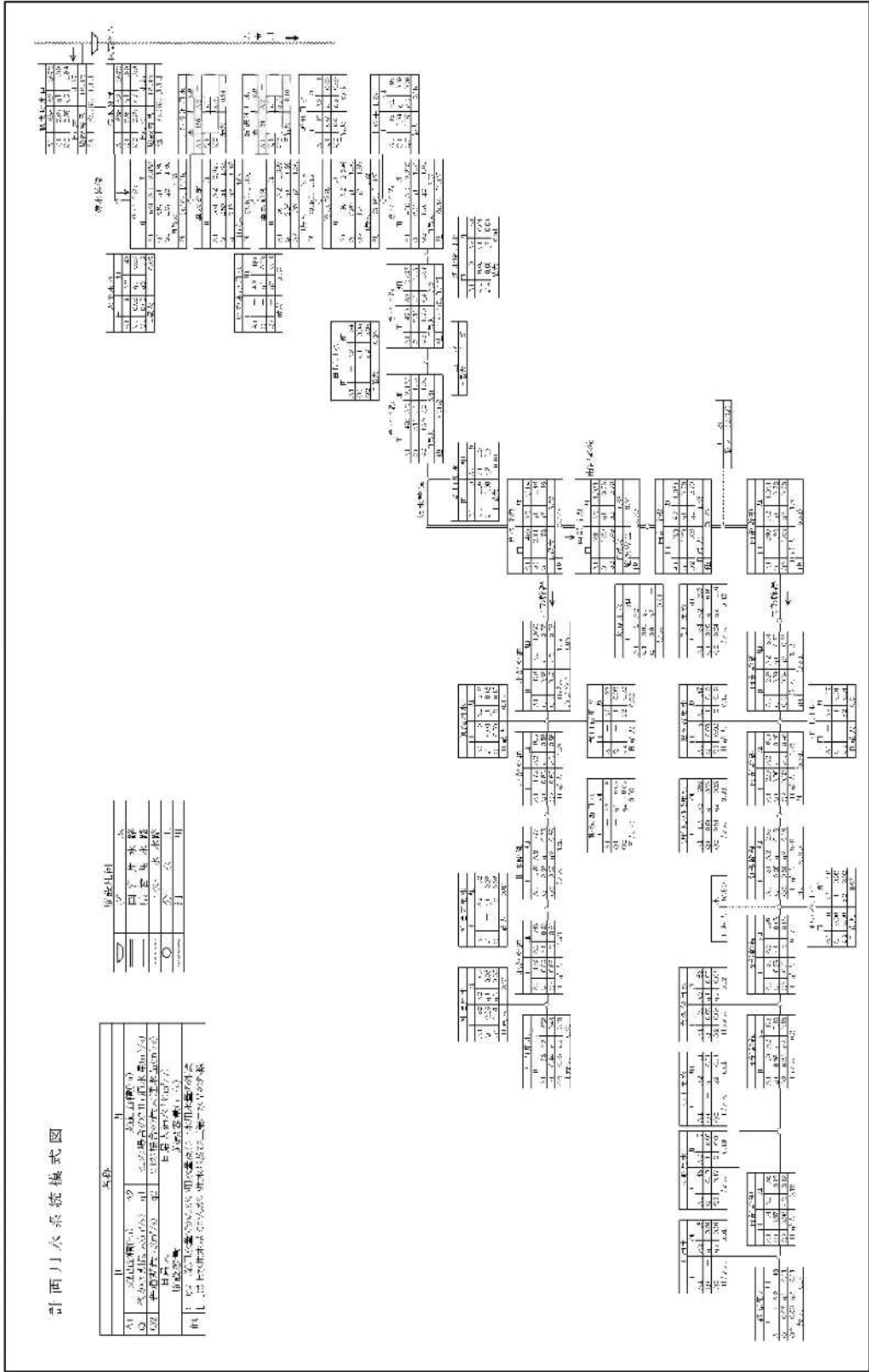
(ウ) 取入口及び幹線水路の分水施設ごとの用水量とかんがい面積

施設名	最大取水量(m ³ /s)	かんがい面積 (ha)	備考
北部幹線	1.42	1,241	
南部幹線	1.86	1,343	
大平用水路	0.05	44	
東の谷池用水路	0.54	156	
灰の木原用水路	0.13	181	
蛭沢池用水路	0.10	28	
新池用水	0.06	13	
中の平用水路	0.15	128	

新木原用水路	0.04	50	
白昭用水路	0.05	64	
都田用水路	0.04	59	
根洗用水路	0.15	216	
都田西用水路	0.02	22	
根洗西用水路	0.03	48	
沖通り東用水路	0.02	32	
沖通り用水路	0.42	145	
庄内用水路	0.84	778	
花川用水路	0.42	301	
狸ヶ谷用水路	0.12	153	
神田用水路	0.01	17	
伊佐見・雄踏用水路	0.83	537	
神ヶ谷用水路	0.02	26	

大久保用水路	0.12	74	
入野用水路	0.19	53	
小山用水路	0.01	11	
下山用水路	0.01	15	
篠原用水路	0.17	154	
末端水路	—	3,126.9	

【用水系統図】 国営三方原用水二期土地改良事業計画書 P29



(4) 干ばつ時における処置

干ばつ時には、天竜川水利調整協議会（構成：国、県、市、利水者）において、水利使用者間の水利調整措置の決定に基づき、各水利組合を通じて節水等について連絡調整する。

(5) 他の農業水利団体との関係

その他、農業水利団体等が管理するため池等のかんがい施設については、管理団体と調整を図り、適切な管理を行う。

(6) 制裁規定

維持管理計画書の内容に違反した場合は、理事会において対応策を協議し、関係機関と調整を図ることとする。

第3節 排水施設関係

(1) 排水施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法

施設一覧、浜松市河川管理索引図のとおり。【別紙2 参照】

(2) 排水の時期及び方法

年間を通じ、管内の排水路より各河川に自然排水する。

(3) 洪水時における処置

洪水時は、排水機揚操作等の必要な処置をとり、洪水被害を最小限に防止する。また、別に防災業務計画を定め、各種関係団体と調整を図り、所管の施設及び工作物の保全、取水、通水、排水の適正な処理につとめ、災害の未然防止に万全を期する。

(4) 他の農業水利団体との関係

該当なし。

第4節 農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設関係

該当なし。

第5節 他の事業との関係

(1) 他種水利事業(発電、工業、上水道等)との関係

国営三方原農業水利事業(昭和35年度～昭和45年度)は、三方原地域の農業水利事業であるが、用水を取水する秋葉ダム、秋葉取水口や、下流の導水路や南部幹線については、発電(電源開発株式会社)、工業用水(静岡県西遠工業用水事業)、上水道用水(浜松地方上水道事業)の共有財産である。従って、これらの共有財産を維持管理するため、関係利水者と管理に関する協定が締結され、維持管理費の負担率は、均等割及び年間使用水量割等を勘案し、「三方原用水管理委員会」で定められることになっている。

(ア) 三方原用水共有施設の管理に関する協議書(昭和46年10月1日締結)

① 静岡県が共有財産の管理を行うものとする。

(イ) 三方原用水共有施設の管理に関する協議書第3条の規定に基づく協定書(昭和46年10月1日締結)

① 共有施設の管理は、「三方原用水共有施設管理方法書」により静岡県が行うものとする。

② 管理に要する費用の負担率、負担額は三方原用水管理委員会で協議する。

(2) 森林、運輸、漁業との関係

該当なし。

(3) 治水との関係

取水河川の天竜川の水利に関し、天竜川水利調整協議会(構成:国、県、市、利水者)が設立されており、水利使用者間の調整、天竜川水系における利水に関する覚書及び協定書等に規定された事項の実施の確認、調査等を行い、円滑な水利利用に努めている。

(4) 汚毒水との関係

該当なし。

(5) その他の事業との関係

該当なし。

第3-2章 天竜川下流（右岸）地区 維持管理計画

第1節 目的

国営天竜川下流農業水利事業により造成された施設の内、農林水産省と管理委託協定書を締結した施設工作物及び国営附帯県営かんがい排水事業天竜川下流地区、県営浜名用排水幹線改良事業、県営かんがい排水事業西南部地区、県営排水対策特別事業により造成され、当土地改良区に管理委託若しくは譲与された施設工作物、また、当土地改良区で施行した団体営事業等により造成された支派線用排水路である施設工作物の維持管理に属する一切の事業を行い、農業経営の合理化、近代化を図るものである。

第2節 用水施設関係

1. 用水施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法

(1) 維持管理施設の種類別の規模及び構造

施設一覧のとおり。【別紙3 参照】

(2) 維持管理方法

- (ア) 国営造成施設は、農林水産省との管理委託協定書に基づき維持管理を行う。
- (イ) 県営施設については、浜松土地改良区定款により管理する。
- (ウ) 施設の管理方法については、施設に職員を配置して常時巡視を行い、施設及び工作物の保全・取水・通水・配水・排水等について適正な処置に務め、災害及びその他により施設に不測の被害を生じた時は、直ちに修理・復旧し維持管理に万全を期す。

(3) 配水の時期及び方法

(ア) 取入口における取入時期及び幹線水路の分水施設ごとの配水時期

- i 水田かんがい期間は、4月21日から10月10日までとし、詳細については、理事会が定め、必要に応じ関係機関と調整を図る。
- ii 畑地かんがい期間は、通年とし、詳細については、理事会が定め、必要に応じ関係機関と調整を図る。

(イ) 幹線水路の分水施設ごとの用水の配分方法

基幹的幹線用水路については、土地改良区にて公平な用水配分に努め、関係する水利組合等と調整を図る。

(ウ) 取入口及び幹線水路の分水施設ごとの用水量とかんがい面積

施設名	通水量 (m ³ /s)	かんがい面積 (ha)	備考
右岸導水路	23.58	2,176	
浜名導水路	4.19	757	
新浜名幹線	8.11	1,419	
浜名用水路	11.03	15	
豊田川用水路	0.52	131	
安間川用水路	0.55	117	
豊西(羽鳥)用水路	0.60	119	
東部用水路	0.55	165	
下飯田用水路	1.60	415	
浜名中央用水路	2.04	240	

浜名西部用水路	1.71	383	
新浜名幹線直分	0.72	191	
西南部用水	0.29	85	
新津用水路	1.14	196	
末端水路	—	2,176.5	

(4) 干ばつ時における処置

干ばつ時には、天竜川水利調整協議会（構成：国、県、市、利水者）において、水利利用者間の水利調整措置の決定に基づき、各水利組合を通じて節水等について連絡調整する。

(5) 他の農業水利団体との関係

その他、農業水利団体等が管理するため池等のかんがい施設については、管理団体と調整を図り、適切な管理を行う。

(6) 制裁規定

維持管理計画書の内容に違反した場合は、理事会において対応策を協議し、関係機関と調整を図ることとする。

第3節 排水施設関係

- (1) 排水施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法

施設一覧、浜松市河川管理索引図のとおり。【別紙4参照】

- (2) 排水の時期及び方法

年間を通じ、管内の排水路より各河川に自然排水する。

- (3) 洪水時における処置

洪水時は、排水機場操作等の必要な処置をとり、洪水被害を最小限に防止する。また、別に防災業務計画を定め、各種関係団体と調整を図り、所管の施設及び工作物の保全、取水、通水、排水の適正な処理につとめ、災害の未然防止に万全を期する。

- (4) 他の農業水利団体との関係

該当なし。

第4節 農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設関係

該当なし。

第5節 他の事業との関係

(1) 他種水利事業(発電、工業、上水道等)との関係

国営天竜川下流土地改良事業(昭和42年度～昭和59年度)は、天竜川下流の左右岸を受益とした農業水利事業であるが、用水を取水する船明ダム及び船明取水工、左岸導水路、右岸導水路は、発電(電源開発株式会社)、工業用水(静岡県企業局:中遠工業用水事業)及び上水道用水(静岡県企業局:遠州広域水道用水供給事業)の共有財産であり、また、その下流水路についても、工業用水・上水道用水との共有財産である。

従って、これらの共有財産を維持管理するため、関係利水者(施設共有者)と関係機関(国、県、市町、土地改良区)との間で管理に関する協定が締結されており、かんがい期の発電・工業・上水取水の調整を図り、適切な農業用水の利用、運営にあたる。

(ア) 船明ダム共有財産の管理に関する協定書(昭和55年1月10日 締結)

① 農水・工業・上水・発電の共有財産の管理は、電源開発株式会社総裁が行う。

管理費用負担率

	農水	工業	上水	発電
負担率	3.4%	9.3%	9.9%	77.4%

(イ) 天竜川下流用水共有財産の管理に関する協定書(昭和54年4月1日 締結)

① 農水・工業・上水の共有財産の管理は、同協定書に基づき、静岡県公営企業管理者が行う。

管理費用負担率

	農水	工業
負担率	55%	45%

(ウ) 左右岸負担率合意書(昭和54年12月26日 合意)

① 共有財産に対する天竜川左右岸の農水関係負担率

	右岸	左岸
負担率	60.1%	39.9%

(2) 森林、運輸、漁業との関係

該当なし。

(3) 治水との関係

取水河川の天竜川の水利に関し、天竜川水利調整協議会（構成：国、県、市、利水者）が設立されており、水利使用者間の調整、天竜川水系における利水に関する覚書及び協定書等に規定された事項の実施の確認、調査等を行い、円滑な水利用に努めている。

(4) 汚毒水との関係

該当なし。

(5) その他の事業との関係

該当なし。

第4章 環境との調和への配慮

静岡県の西部に位置し、一級河川天竜川水系天竜川の沖積低地や丘陵地に広がる農業地帯であり、農地、屋敷林及び斜面林により農村景観が形成されている。

農業水利施設及びその周辺では、トノサマガエル、ミナミメダカ等の多くの生物の生息、生育が確認されている。

事業実施に当たっては、周辺環境への負荷・影響を可能な限り回避・低減するとともに、地域の個性及び特性を尊重し、周辺の環境と調和した保全管理を図る。

第5章 事業費

財 産 別	金 額	備 考
共有施設管理費	101,197,127 円	本事業費は、経常的費用及び整備補修費の概算である。また、物価の変動により増減する場合がある。
農業専用施設管理費	319,302,052 円	
合 計	420,499,179 円	

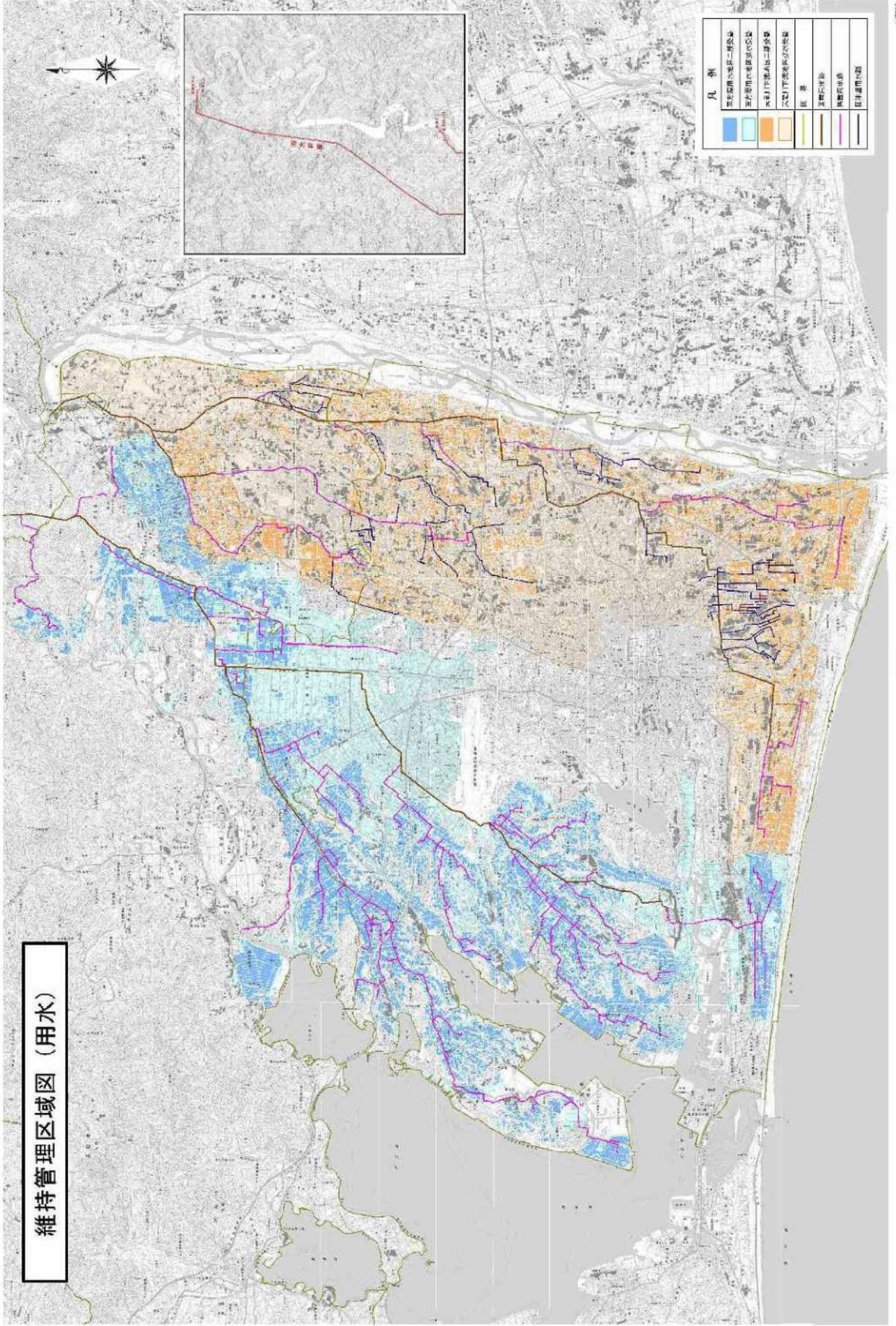
第6章 効用

施設を有効かつ適正に維持管理することで生産性の向上及び災害の抑止を図り、安定した農業経営を持続することができる。
また、施設の耐用年数の延長等により維持管理費の節減を図り、農家の負担軽減に努める。

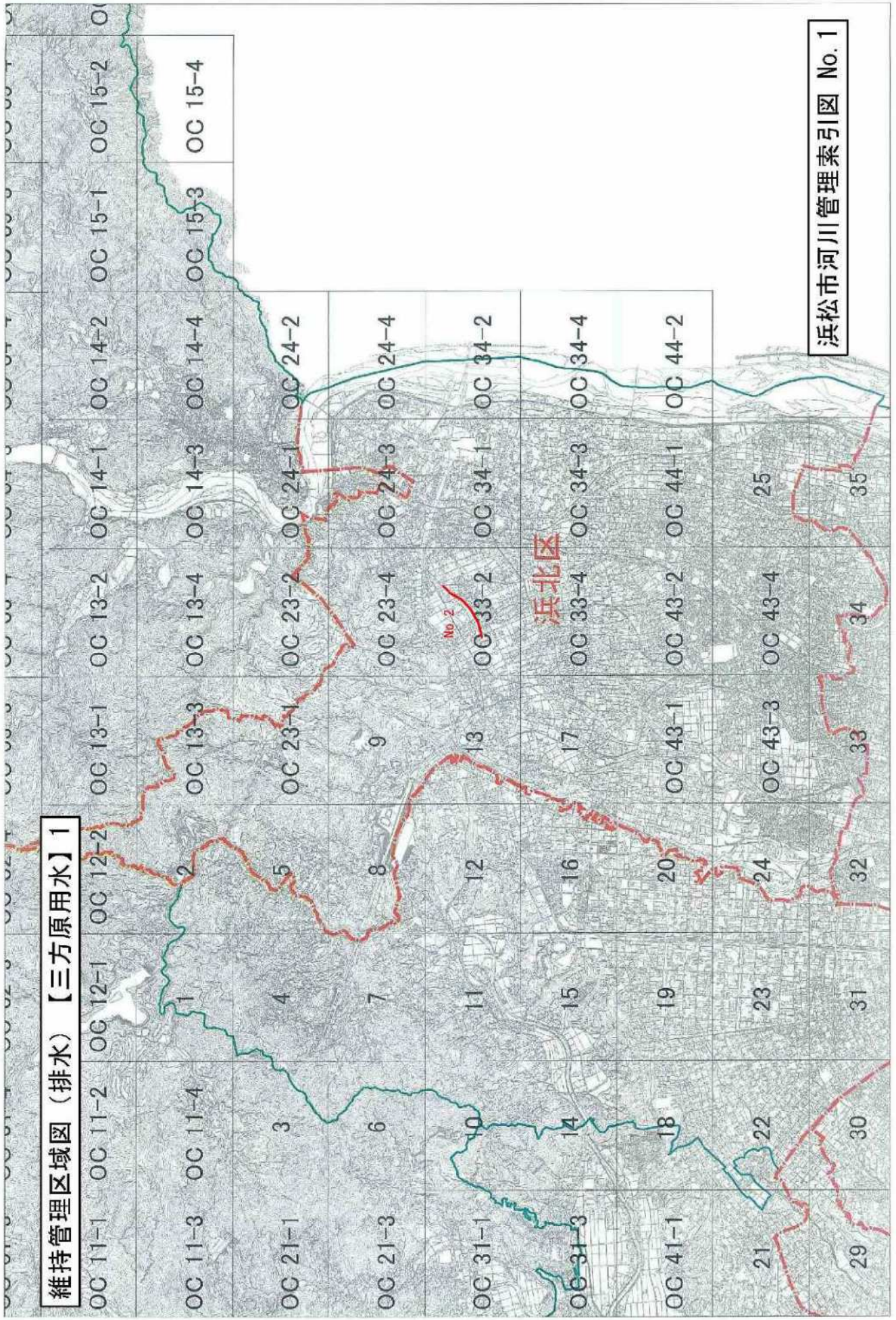
第7章 図面

1. 維持管理区域図 (用水・排水)

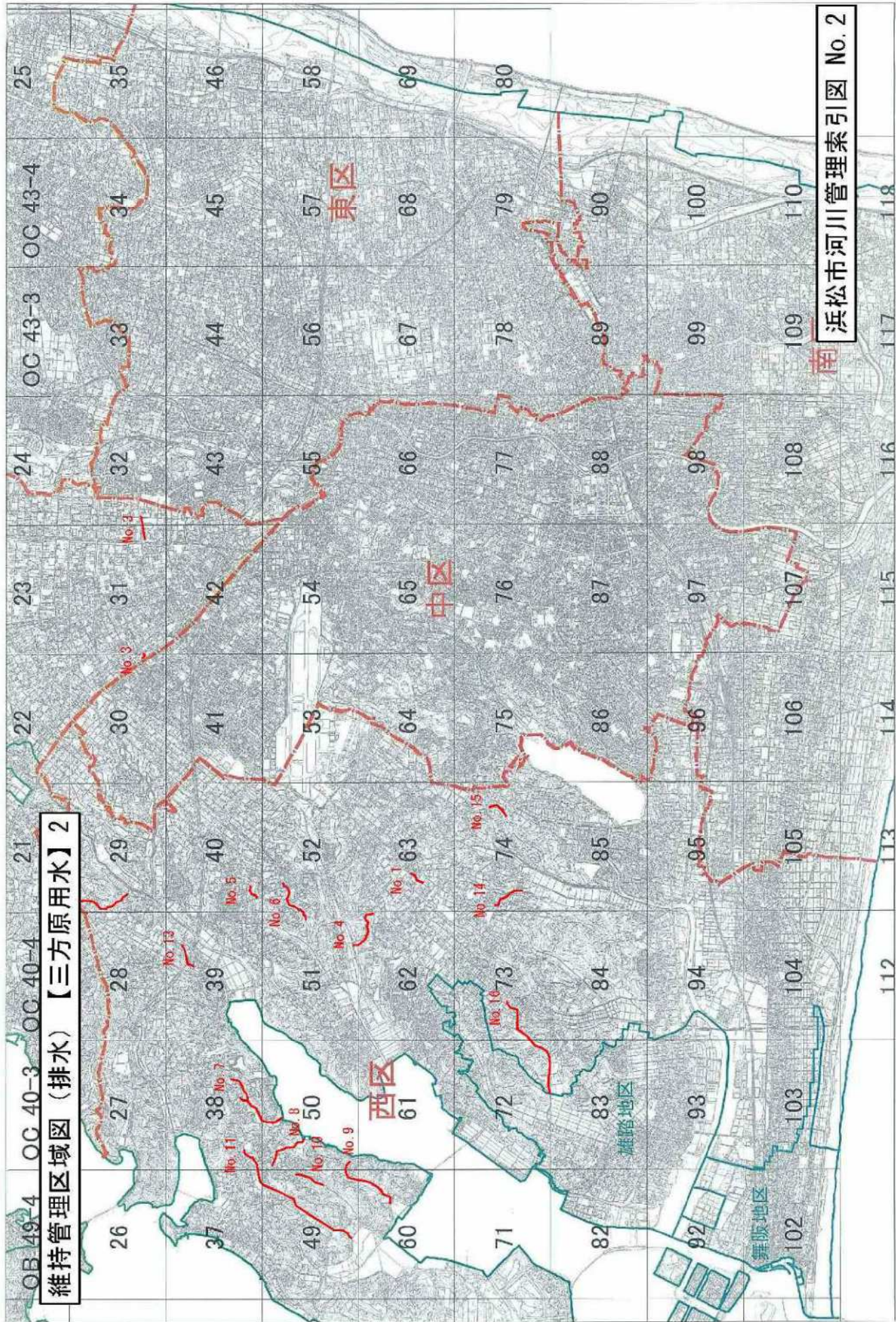
維持管理区域図（用水）



維持管理区域図（排水）【三方原用水】1



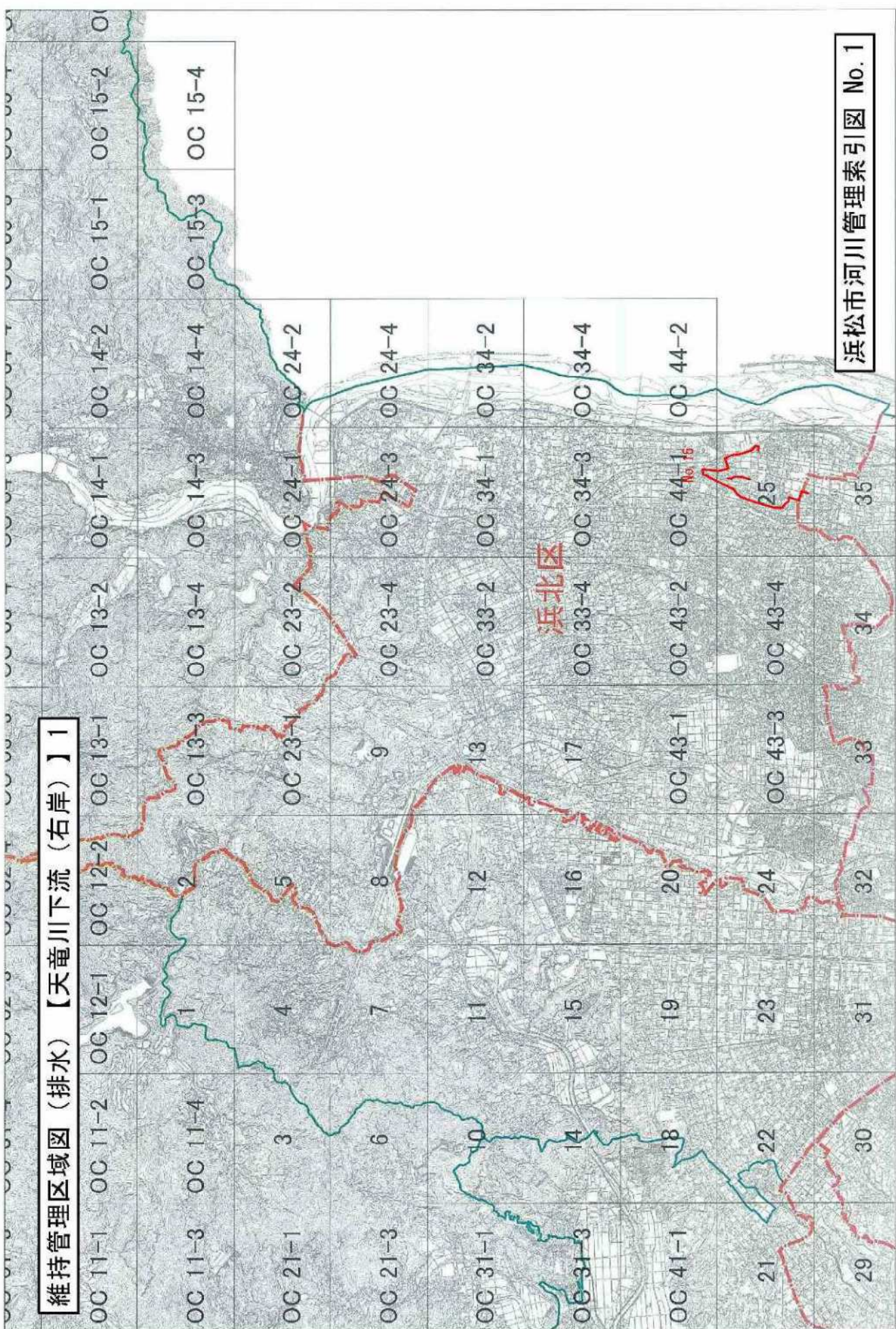
浜松市河川管理索引図 No. 1



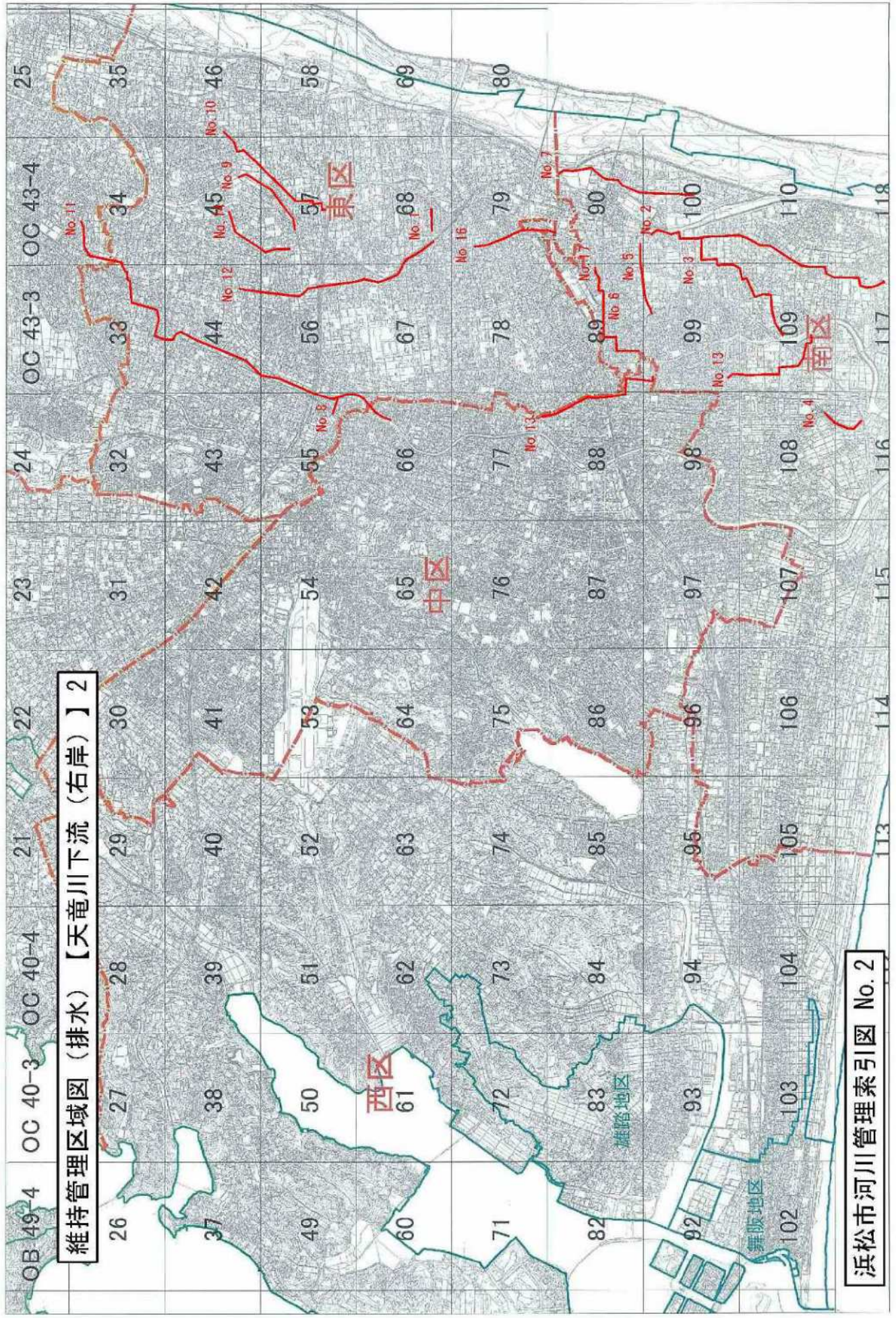
維持管理区域図 (排水) 【三方原用水】 2

浜松市河川管理索引図 No. 2

維持管理区域図（排水）【天竜川下流（右岸）】1

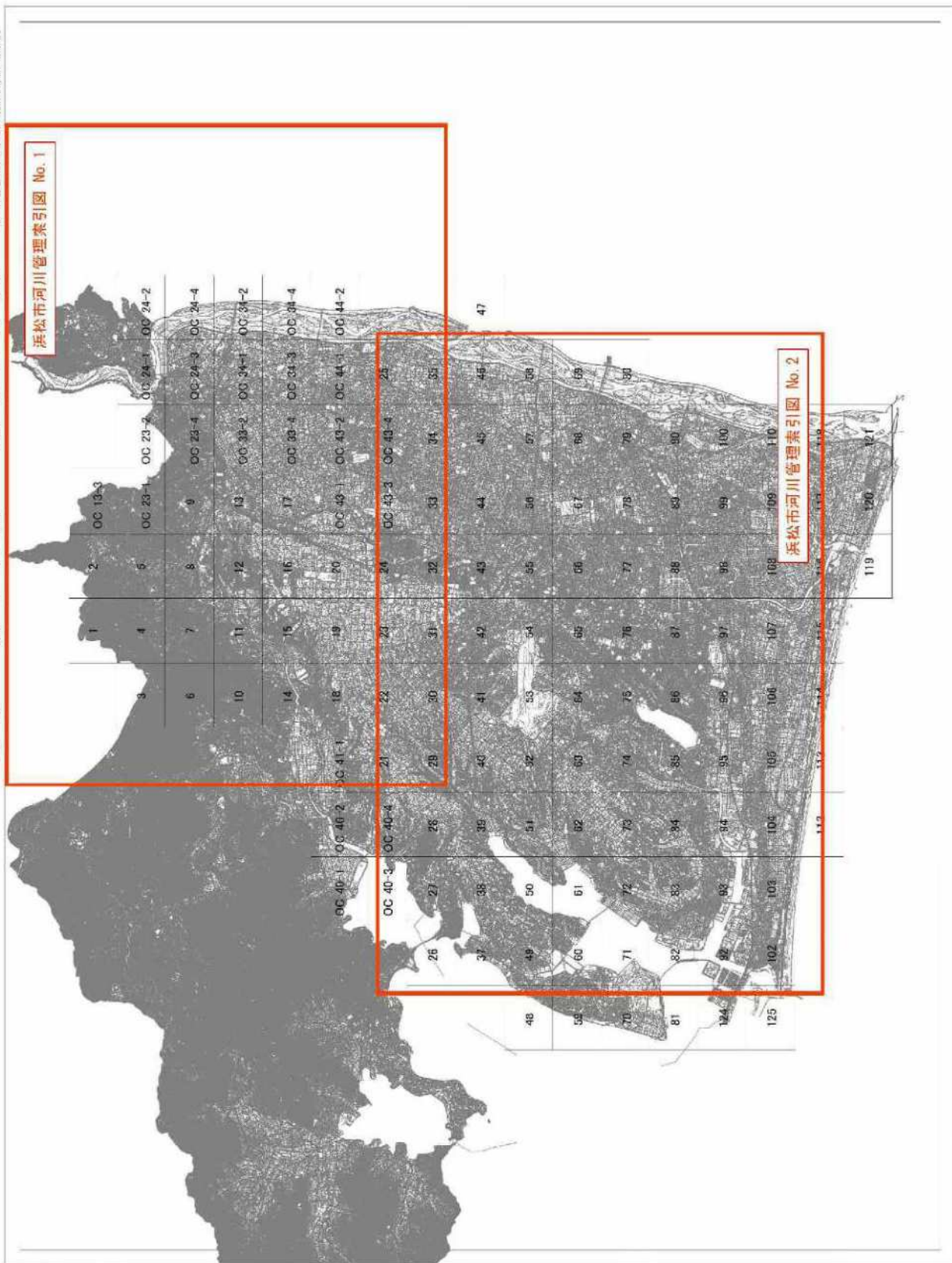


浜松市河川管理索引図 No. 1



索引図 河川一般平面図 (管理区分図)

※ 別途管理とは占用と境界は赤いである。



河川：浜松河川 中區 浜松市三河支區
 河川一般平面図 浜松市河川管理索引図(河川一般平面図) (河川一般平面図)

この図は、河川管理の目的を達成するために作成されたものであり、河川管理の計画や実施に活用されることを目的としています。

別紙1 施設一覧（三方原用水）

1. 用水施設

Ks	区分	施設の種別	名称	構造・規模	備考
1	川管	用水路	北部幹線	期渠、暗渠、管水路：L=0.3km 調整池：2ヵ所 最大送水量=0.10m ³ /s	
2	川管	用水路	南部幹線	期渠、暗渠、管水路：L=0.0km 調整池：2ヵ所 最大送水量=1.30m ³ /s	
3	国管	用水路	都田第2調整池	調整池：1ヵ所	
4	県管	用水路	東の谷池用水路	暗渠、管水路：L=2.3km 水路橋：1ヵ所 最大送水量=0.25m ³ /s	
5	県管	用水路	灰の木原用水路	管水路：L=0.1km 調整池：2ヵ所 最大送水量=0.18m ³ /s	
6	県管	用水路	中の平用水路	期渠、管水路：L=7.0km 水路橋：1ヵ所 ファームポンプ：2ヵ所 抽水機場：2ヵ所 最大送水量=0.15m ³ /s	
7	県管	用水路	新木原用水路	管水路：L=2.3km ファームポンプ：2ヵ所 抽水機場：2ヵ所 最大送水量=0.04m ³ /s	
8	県管	用水路	白沼用水路	管水路：L=2.5km ファームポンプ：2ヵ所 抽水機場：2ヵ所 最大送水量=0.05m ³ /s	
9	県管	用水路	都田用水路	暗渠、管水路：L=1.7km ファームポンプ：1ヵ所 抽水機場：1ヵ所 最大送水量=0.04m ³ /s	
10	県管	用水路	根先用水路	管水路：L=0.1km ファームポンプ：2ヵ所 抽水機場：1ヵ所 最大送水量=0.15m ³ /s	
11	県管	用水路	都田白用水路	管水路：L=0.2km ファームポンプ：1ヵ所 抽水機場：1ヵ所 最大送水量=0.03m ³ /s	
12	県管	用水路	根流白用水路	管水路：L=0.7km ファームポンプ：2ヵ所 抽水機場：2ヵ所 最大送水量=0.04m ³ /s	
13	県管	用水路	沖通り東用水路	管水路：L=0.3km ファームポンプ：1ヵ所 抽水機場：1ヵ所 最大送水量=0.03m ³ /s	
14	県管	用水路	沖通り用水路	管水路：L=4.3km 調整池：2ヵ所 水路橋：2ヵ所 ファームポンプ：1ヵ所 抽水機場：1ヵ所 最大送水量=0.43m ³ /s	
15	県管	用水路	片内用水路	管水路：L=0.2km 水路橋：1ヵ所 水路橋：5ヵ所 調整池：1ヵ所 ファームポンプ：29ヵ所 抽水機場：27ヵ所 最大送水量=0.83m ³ /s	
16	県管	用水路	花川用水路	管水路：L=11.7km ファームポンプ：10ヵ所 抽水機場：10ヵ所 最大送水量=0.43m ³ /s	
17	県管	用水路	狸ヶ谷用水路	管水路：L=0.4km 水路橋：1ヵ所 ファームポンプ：2ヵ所 抽水機場：0ヵ所 最大送水量=0.13m ³ /s	

別紙1 施設一覧（三方原用水）

1. 用水施設

Ko	区分	施設の種別	名称	構造・規模	備考
18	県営	用水路	神山用水路	管水路：L=0.4km ファミリーポンプ：1カ所 揚水機場：1カ所 最大揚水量=0.08m ³ /s	
19	県営	用水路	伊佐貝用水路	管水路：L=11.8km 水塔槽：4カ所 ファミリーポンプ：11カ所 揚水機場：1カ所 最大揚水量=0.46m ³ /s	
20	県営	用水路	雑端用水路	管水路：L=9.2km ファミリーポンプ：6カ所 揚水機場：6カ所 最大揚水量=0.39m ³ /s	
21	県営	用水路	神ヶ谷用水路	管水路：L=0.5km ファミリーポンプ：1カ所 揚水機場：1カ所 最大揚水量=0.06m ³ /s	
22	県営	用水路	大久保用水路	管水路：L=6.8km 整流器：1カ所 調整池：1カ所 水塔槽：1カ所 ファミリーポンプ：3カ所 揚水機場：5カ所 最大揚水量=0.18m ³ /s	
23	県営	用水路	入野用水路	管水路：L=0.3km ファミリーポンプ：1カ所 最大揚水量=0.20m ³ /s	
24	県営	用水路	小山用水路	管水路：L=0.1km ファミリーポンプ：1カ所 揚水機場：1カ所 最大揚水量=0.01m ³ /s	
25	県営	用水路	下山用水路	管水路：L=0.1km ファミリーポンプ：1カ所 揚水機場：1カ所 最大揚水量=0.01m ³ /s	
26	県営	用水路	襦原用水路	管水路：L=6.9km 整流器：1カ所 最大揚水量=0.16m ³ /s	
27	県営	用水路	有田調整池	調整池：1カ所	
28	県営	揚水機場	大平機場	建屋：鉄筋コンクリート造 揚水ポンプ(φ100×2) 揚水量=0.083m ³ /s	
29	県営	揚水機場	灰の木原機場	建屋：鉄筋コンクリート造 揚水ポンプ(φ250×2) 揚水量=0.295m ³ /s	
30	県営	水管機施設	水管機システム	建屋：鉄筋コンクリート造 遠方監視制御装置、分局：1局	
31	県営	末端用水施設	末端生水施設（管水路）	管水路：L=394.9km 受益戸数：4=3,126.9ha	
32					
33					
34					
35					

別紙2 施設一覧（三方汲用水）

2. 排水施設

Ko	区分	施設の名称	名称	構造・規模	備考
1	県営 団体営	排水路	排水路	暗渠（130号線） L=7.7km	沼津道は、排水第一管線 【三方汲用水】のよき
2	県営	排水機場	九瀬川排水機場	2層：鉄筋コンクリート造 横軸置ポンプ（φ800×2） 排水量=1,000㎥/s	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					

排水路集計結果一覧表

NO.	路線名	河川図郭番号	排水路番号	延長 (m)	水路の規模 構造	用途	土地名義	造成事業
排水路一覧表【三方原用水】								
1	神原排水	63	I-227-3-1	250.0	Co三面	排水	浜松土地改良区	
2	北部1号線	0C33-2	北部1号線用水路(用)	90.0	Co三面	排水	水 ^(1/600公図個人あり)	団体営かんがい排水
3	地区外排水	30.31.32	L-437-3-14、J-438-3-9	793.5	Co三面	排水	静岡県、三方原用水	
4	清水沢川	51.62	L-231-3-94	759.6	張ブロック	排水	水、浜松土地改良区	県営ほ場整備事業
5	小伊左地川	40	L-236-3-9	1,500.0	張ブロック	排水	水、浜松市、静岡県	県営ほ場整備事業
6	野田川	51.52	L-231-3-56、L-231-3-5	1,000.0	張ブロック	排水	水、静岡県	県営ほ場整備事業
7	丸谷沢川	38.50	P240-3-7、P-240-3-9、 P-240-3-6	1,600.0	張ブロック	排水	水	県営ほ場整備事業
8	岩田川	50	P-242-3-24、 P-242-3-25	782.8	張ブロック	排水	浜松市、静岡県	県営ほ場整備事業
9	蟹田沢川	49.50.60	P242-3-23、P242-3-22	1,200.0	張ブロック	排水	浜松市、静岡県	県営ほ場整備事業
10	釜名川	49	P-242-3-17	1,300.0	張ブロック	排水	浜松市、静岡県	県営ほ場整備事業
11	乙君川	37.38.49	P-243-3-33、P-242-2-1	2,000.0	張ブロック	排水	水、浜松市	県営ほ場整備事業
12	天王寺川	29	N-238-3-1	900.0	張ブロック	排水	水、静岡県	県営ほ場整備事業
13	溝谷川	39	P235-3-29	500.0	張ブロック	排水	水	県営ほ場整備事業
14	西ノ谷川	74	H-225-3-24、H225-3-30	1,900.0	張ブロック	排水	水	県営ほ場整備事業
15	溜ヶ谷川	74	G-225-1-1	1,000.0	張ブロック	排水	水、静岡県、建設省	県営ほ場整備事業
16	後川	72.73	P-226-3-11、P-226-3-6	2,100.0	張ブロック	排水	水、浜松市、静岡県	県営ほ場整備事業
			小計	17,675.9				

※改良区・県・市名義及び水(青線)一部の排水路を管理しているため、河川図の排水路延長と異なる。

別紙3 施設一覧（天竜川下流（右岸））

1. 用水施設

Np	区分	施設の種類	名称	構造・規模	備考
1	国営	揚水機場	新浜名揚水機場	建屋：鉄筋コンクリート造 斜流ポンプ（φ700×2、φ400×1、φ200×1）、 揚水量=2.59m ³ /s	
2	国営	揚水機場	新橋揚水機場	建屋：鉄筋コンクリート造 渦巻ポンプ（φ600×1、φ250×1、φ125×1） 揚水量=0.858m ³ /s	
3	国営	用水路	右岸導水路	8R型トンネル・コンクリート三面舗装：L=8.11km 通水量=23.58m ³ /s	
4	国営	用水路	浜名導水路	開渠：L=1.8km 最大通水量=4.19m ³ /s	
5	国営	用水路	新浜名幹線水路 （上流）	開渠・暗渠・サイフォン：L=17.9km	
6	国営	用水路	新浜名幹線水路 （下流）	管水路：L=7.4km	
7	県営	用水路	豊田川用水路	管水路：L=3.3km 最大通水量=0.52m ³ /s	
8	県営	用水路	安岡川用水路	開渠・管水路：L=3.9km 最大通水量=0.55m ³ /s	
9	県営	用水路	豊西用水路	開渠・管水路：L=3.9km 最大通水量=0.60m ³ /s	
10	県営	用水路	東部用水路	開渠・管水路、L=6.1km 最大通水量=0.55m ³ /s	
11	県営	用水路	下飯田用水路	開渠・暗渠・管水路、L=9.9km 最大通水量=1.60m ³ /s	
12	県営	用水路	浜名中央用水路	管水路：L=9.1km 調整水槽5ヶ所 最大通水量=2.04m ³ /s	
13	県営	用水路	浜名西部用水路	開渠・管水路：L=8.0km 最大通水量=1.71m ³ /s	
14	県営	用水路	浜名用水路	開渠：L=2.9km 最大通水量=11.08m ³ /s	
15	県営	用水路	新津1～5号用水路	管水路：L=8.3km 最大通水量=1.1m ³ /s	
16	県営	水管理施設	水管理施設	建屋：鉄筋コンクリート造 遠方監視制御装置、子局：1局	
17	県営	末端用水施設	末端用水施設（開渠、管水路）	フレームボンド：5ヶ所 揚水機場：5ヶ所 受益面積：A=2,176.5ha	
18	団体営	用水路	新浜名幹線直分	管水路：L=13.1km	
19					

別紙4 施設一覧（天竜川下流（右岸））

2. 排水施設

No	区分	施設の種類	名称	構造・規模	備考
1	県営 団体営	排水路	排水路	開渠（17路線）：L=40.5km	※詳細は、排水路一覧表【天竜川下流用水（右岸）】のとおり
2	県営	排水機場	東部排水機場	建屋：鉄筋コンクリート造 横軸軸流ポンプ（φ1,400×2） 排水量=7.760m ³ /s	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					

排水路集計結果一覧表

NO.	路線名	河川図郭番号	排水路番号	延長 (m)	水路の規模 構造	用途	土地名義	造成事業
排水路一覧表【天竜川下流(右岸)】								
1	北島排水	68	B-30-3-5	346.4	Co三面	排水	天竜川明善土地改良区	
2	(旧)下飯田用水	100.109.110.117	A-53-3-4	6,456.7	Co三面	排水	浜松市、天竜川明善土地改良区	
3	芳川中央用排水	99.100.109	C-56-3-4	1,711.2	Co三面	排水	浜松市、天竜川明善土地改良区	団体営かんがい排水
4	東部排水	108.116	C-333-3-31	856.8	Co三面	排水	天竜川明善土地改良区	団体営かんがい排水
5	飯田排水	89.90.99	C-31-3-2	4,162.3	Co三面	排水	天竜川明善土地改良区	団体営かんがい排水
6	中央下流	89	C-45-3-6	2,903.7	Co三面	排水	浜松市、水	
7	(旧)東部用水[東鶴見用水]	90.100	B-47-3-3	2,719.1	Co三面	排水	浜松市、水	団体営かんがい排水
8	猪川江原支線	55	E-432-3-32	210.0	ブロック積	排水	水	県営猪川改修事業
9	安間川支線(宮川排水路)	45.57	B-427-2-1	1,220.0	Co三面 ブロック積	排水	天竜川明善土地改良区	県営安間川改修事業
10	(旧)羽鳥用水	45.46.57	B-92-3-8	1,100.0	Co三面	排水	天竜川明善土地改良区、浜松市	非補助
11	猪川	33.34.44.55.56.66	E-427-1-1	7,117.9	Co三面	排水	天竜川明善土地改良区、静岡県	団体営かんがい排水
12	旧中央分水(上)	44.56.67.68	B-429-3-3	2,891.0	Co三面	排水	水、天竜川明善土地改良区	
13	茄子東用水	77.88.89.99.109	C-9-3-2、C-13-4-1、 C-51-4-1、C-63-3-1	4,000.0	Co三面	排水	水、天竜川明善土地改良区、浜松市、個人	非補助
14	林立排水	45.57	B-89-3-15	1,450.9	Co三面	排水	水	非補助
15	善地用排水	25、0C-44-1	A-2028-3-6	2,001.0	Co二面	排水	個人、天竜川明善土地改良区	非補助
16	旧中央分水(下)	79.90	D-31-3-1	915.0	Co三面、 BOX	排水	水、天竜川明善土地改良区	
17	旧中央分水支線	89	D-45-3-2	400.0	Co三面	排水		
			小計	40,462.0				

※改良区・県・市名義及び水(青線)一部の排水路を管理しているため、河川図の排水路延長と異なる。

浜産農整第123号

令和8年5月19日

浜松土地改良区理事長 内藤 伸二郎 様

浜松市長 中野 祐介



土地改良事業計画（維持管理計画）の変更について（通知）

令和8年4月6日付けに申請のあった下記土地改良事業計画の変更を適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195条）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 浜松土地改良区土地改良事業計画（維持管理計画書）変更

担当：浜松市役所産業部農地整備課

団体指導グループ（加藤）

TEL：053-457-2355

調 査 報 告 書

土地改良法第8条第2項並びに、第48条第9項、第87条第2項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第87条の4第4項、第88条第6項、第88条第10項、第88条第13項、第88条第14項、第88条第18項、第88条第19項、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する土地改良法第8条第2項の規定に基づく調査の結果を下記の通り報告します。

令和 8 年 5 月 18 日

浜松市長 中野祐介 様

土地改良専門技術者

住所 静岡県静岡市葵区内牧173-3
氏名 小松 淳

はままつとちがいらいよく
浜松土地改良区(変更)

記

1. 事業主体名	浜松土地改良区	3. 事業の種類	維持管理事業
2. 所在地	浜松市浜名区都田町8807-2	4. 受益地積	7,392.8 ha

調 査 事 項

1. この事業施行の必要性 ㊦ ・ 無	
理由及び程度	<p>本土地改良区は静岡県西部の浜松市内に事務所を構え、一級河川天竜川の右岸の沖積低地に広がる水田を中心とする農地3,189.6ha(天竜川下流(右岸)地区)及び洪積台地に広がる畑が中心の農地4,203.2ha(三方原地区)を受託している。天竜川の利水は、明治初期に金原治山治水財団の資金を活用し、浜名用排水幹線改良事業や馬込川改良工事が行われた浜名用水通水が始まりである。地元負担母体の金原用排水組合が設立され、施設補修を委託されたのが天竜川明善土地改良区である。三方原台地に整備された畑地かんがい施設の維持管理を担う三方原用水土地改良区との統合が進み、平成19年4月1日付静土改第4455号で認可を受け、本土地改良区が設立された。令和7年3月31日現在、本土地改良区の組合員数は24,637名である。</p> <p>昭和59年に国営天竜川下流農業水利事業が完了した以降、造成された船明ダム及び船明取水工並びに幹線導水路を電源開発局及び静岡県企業局(工業用水・水道用水)と共有し、さらに下流水路も県企業局と共有して維持管理を行っており、老朽化が進むこれらの水利施設の更新整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>この度、定款第4条に定められた土地改良事業(維持管理)計画(以下「維持管理計画」という。)で管理する土地改良施設(以下、「施設」という。)等について、施行区域の変更及び現行施設の種類、規模、構造並びに維持管理方法の変更が生じたり、管理施設の増加及び物価高騰による事業費の増額が必要となったりしたため、維持管理計画を変更するものであり、適当であると判断する。</p>
2. この事業施行の技術的可能性 ㊦ ・ 無	
理由	<p>本土地改良区には土地改良に係る専門知識と技術を備えた職員が配置されている。組合員から施設整備の要望があった場合には、相談窓口となって必要な対策の検討を行い、抜本的な改修を必要とする大規模な更新整備は県西部農林事務所に引継ぎ、日常の維持管理に必要な小規模な整備及び修理補修は主体となって実施に取り組み、必要に応じて浜松市に協議している。さらに突発的な事故等への対応は、電気設備及び機械設備等のメーカー並びに地元の建設事業者等の協力得て対処している。職員はこうした取組を介して必要な知識と経験の蓄積に努めており、特に技術的に問題はなく本事業施行は十分可能である。</p>
・更に適切であり、又は可能な方法があればその方法	特になし
3. 事業主体がこの事業を行うことに対する技術的意見	<p>農業者の所得向上が進まず諸物価が高騰する中、土地改良区が主体となって施設の維持管理を行う場合、浜松市からの補助金に依存した費用では十分に賄いきれない懸念がある。このため、土地改良施設維持管理適正化事業や県単独農業農村整備事業を積極的に活用して財源を国費及び県費に求め、平時の維持管理は勿論のこと、有事の施設管理にも迅速かつ円滑に対応できるよう、計画的な維持管理に努められたい。その際には、施設等の維持管理及び機能診断・管理指導に係る支援を行う静岡県土地改良事業団体連合会(以下、「県土連」という。)に協力を求め、必要に応じて設計・積算補助、技術審査補助、監督補助及び検査補助の支援を受け、維持管理に係る工事の品質確保及び向上に努められたい。</p>
4. この事業によって生ずる経済効果 ㊦ ・ 無	
(1) 効果及びその算出基礎	<p>国営造成の新浜名揚水機場1箇所及び新橋揚水機場1箇所、国営用水路35.21km、県営の用水路51.5km及びファームボンド5箇所、水管理施設1箇所、団体営管水路13.1km、県営の排水路40.5km及び東部排水機場1箇所を管理している本土地改良区が施設の機能を維持し、その価値を損なわないために実施する維持管理事業は、小規模で対処療法的な性格を有しているものの、大規模で原因療法的な更新整備事業と同様に以下の効果発現に繋がると判断し適当と認める。</p> <p>①農業用水の安定供給により作付面積及び単収が増加する作物生産効果、②品質が向上し販売価格が維持・向上する品質向上効果、③用水施設の整備により水管理労力が節減される営農経費節減効果、④施設の草刈りや泥上げ等の維持管理労力が節減される維持管理費節減効果、⑤用水確保と施設整備の双方により地域用水を利用する経費を節減する地域用水効果、⑥国産農産物の安定供給に対して国民が安心を感じる効果及び⑦施設の耐震整備による災害時に復旧対策経費軽減効果等の発現が挙げられる。</p>
(2) 費用及びその算出基礎	<p>本事業に要する経費1,528,022千円は、本土地改良区が行う水利施設に係る日常的な維持管理に必要な施設維持管理費402,499千円並びに一般管理費及び借入金返済等のその他1,107,523千円との合計額であり、毎年開催される土地改良区の総会において承認を得ているものである。県内で実施した類似事業の費用及びその算出基礎と照合したところ、現場条件等による相違はあるものの齟齬はないので適当と認める。</p>
(3) 効果と費用の比較及びその算出基礎	<p>土地改良事業では、発現が期待できる全ての効用がその全ての費用を償うことが可能か否かを判定する総費用総便益比(総便益額/総費用)を判断基準としており、維持管理事業においてもこれに準拠する。</p> <p>発現が期待できる上記の作物生産効果から国産農産物安定供給効果の総額は、一事業年度に要する施設維持管理費及びその他の合計額1,528,022千円を十分に償うものであり、本事業の実施は経済的にも適当である。</p>

調 査 事 項		
5. この事業の費用の地元負担者について、その能力		
本事業の費用は、国費、県費及び浜松市からの補助金1,528,022千円を財源としており、受益者負担はない。		
6. この事業による非農用地区域が設定される場合その位置及び規模についての意見		可・否
(1) 特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれる土地に代わるべき土地の区域として非農用地区域が設定される場合	該当なし	
(2) 共同利用施設用地又は公用若しくは公共の用に供する施設の用地の区域として非農用地が設定される場合	該当なし	
(3) (1)及び(2)のほか自然的経済的社会的諸条件に照らし、事業施行後農用地以外の用途に供する事を予定する土地の区域として非農用地が設定される場合	該当なし	
7. この事業の環境との調和への配慮に対する意見	<p>本土地改良区の受益地は天竜川沿いの沖積低地であることから、農業水利施設及びその周辺にはトノサマガエルやイモリ等の両生類の他、ミナミメダカやモロコ等の淡水魚が多く生息している。これまでも、本土地改良区は、自然環境保全活動に熱心な地元団体からの淡水魚の棲息状況に係る要請を受けて情報提供に努めてきたが、農地転用の増加に伴って生息数の減少と棲息域の縮小が進んできたため、活動の範囲を縮小している。</p> <p>本土地改良区職員は、取水口や用水路のゴミ取り及び分水工の水位調整等の維持管理作業を行う中で、水棲動物の棲息状況を観察するとともに、市内の小中学校に外向いて聞く出前講座や組合員を対象とした施設見学会において、農業用水と自然環境との共生を伝える活動に取り組んでおり、環境との調和に配慮した土地改良区の取組として高く評価する。</p>	
8. この事業によって影響する他の事業についての処理対策		可・否
(1) 他の土地改良事業がある場合	該当なし	
(2) 土地改良事業以外の事業がある場合	該当なし	
9. その事業施行によって生ずる施設がある場合、その管理方法に対する技術的意見	<p>近年、農業水利施設を管理する土地改良区では、豪雨や干ばつ等の異常気象の頻発に伴って、管理労力の増大が問題となっている。とりわけ技術職員が不足している土地改良区では、用水施設の管理に最も多くの労力が投じられている実態が明らかにされている。このため、本土地改良区においても水管理システムを導入した浜名コントロールセンターが整備され、幹線・支線用水路の水位及び流量を監視しながら、主要な分水工の遠隔操作を行うなど、施設管理の共同化や自動化等の省力化に努めており、適切な維持管理であると判断する。</p> <p>なお、一部の受益地において試験導入を検討中のICTを活用した配水管理制御システムは、配水操作の省力化のみならず、節水対策やジャンボタニシの駆除にもメリットがもたらされることから、今後の施設の維持管理には、用水を利用する担い手農家も配水管理に参画できるシステムの構築が必要であると考えます。</p>	
10. その他土地改良区維持管理計画書に記載された事項についての技術的意見	<p>静岡県土地改良事業団体連合会では、農地の空中写真・地形図等の地図情報に農地の地番や地目等の属性情報及び土地改良施設情報を登録した静岡県水土里情報システム(GIS)を構築しており、土地改良事業計画の作成や農地の集積・集約化の促進等、農業振興施策推進のための様々な業務に役立てている。</p> <p>本土地改良区が管理する農業水利施設が適切に維持管理され、農地の集積・集約化の促進とともに健全に利用されていくよう、上記システムの積極的な活用を検討されたい。</p>	
11. 結論及び勧告		
(結論)		
<p>農地の集積・集約化が加速する中、組合員の耕作権の移動とともに経営形態や経営規模も多様化し、施設を利用する組合員のニーズも多様化している。一方、老朽化が進む施設が増加する中、組合員の減少と高齢化に伴って施設の保全管理活動が困難になったり、技術職員が不足して土地改良区の役割を適切に果たせなくなったりする懸念を強く感じている。今後は、施設の整備、利用及び管理等に関わる全ての関係者が、将来の施設のあるべき姿を共有し、土地改良区が中心となって、施設の保全に関わる個々の主体の役割分担を定め、保全の取組を確実に実行する体制づくりを定めていく必要があると考える。</p> <p>来るべき国営かんがい排水事業天竜川下流2期地区の事業化を契機にして本土地改良区が前記の取組に着手し、地域農業の経営安定に貢献する役割を十分に果たしていくためには本維持管理計画の変更は必要であり、その内容は適当であると認める。</p>		
(勧告)		
<p>国営造成土地改良施設の管理委託を受けている土地改良区では、その委託の申請時に作成した維持管理計画書を常時具備し、国営事業の計画変更に伴って維持管理計画書の変更を行っている。しかし、県営及び団体営造成土地改良施設については、ダム等の特定施設を除いて、土地改良事業計画概要書に定めた管理者に普通財産として譲与されている。このため、譲与先においては、維持管理計画書を具備しないまま維持管理を行っている事例が見受けられる。</p> <p>本土地改良区が具備する維持管理計画書の記載事項に不備はないものの、現場での維持管理作業において、取水口や分水工等の機械設備等の操作には一定の農業土木技術が不可欠であることに加え、水管理施設や揚水機等の電気設備等の取扱いには専門的な知識も必要となる。引き続き適切な維持管理を図っていくためにも、本維持管理計画を補完する施設の操作規定や操作要領等の手引きと併せて、被災後に被害を最小限に抑え、維持管理事業の継続や復旧を図るための事業継続計画の備えが必要であると考えます。</p> <p>また、本県に隣接する愛知県東三河地域では、過去には水不足に悩まされてきたが、豊川用水の整備を契機に水資源が確保され、キャベツ等の野菜や菊等の花卉の全国有数の産地として農業振興が図られるとともに、自動車製造業等の産業も発展を遂げてきた。本県においても、多彩で多様な農産物の生産が取り組まれており、自動車製造業も基幹産業として盛んであることから、農業用水をはじめとした唯一無二の水資源を有効に活用する産業の振興に尽力されたい。</p>		